

案件名「(仮称) 豊田市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

- 1 提出数 247通
 - 郵便 0通
 - FAX 0通
 - E-mail 247通
 - 直接持参等 0通

2 意見の内訳

総数247通。のべ267件の意見等がありました。

項 目	件 数
1 利用者の責務に関すること	67件
2 教育体制に関すること	48件
3 罰則・指導・取締りに関すること	30件
4 保険加入に関すること	21件
5 周知体制（条例・交通ルール）に関すること	19件
6 ヘルメット着用に関すること	13件
7 その他意見	69件

提出された意見と豊田市の考え方

「利用者の責務」に関する意見等と市の考え

No	意見等の概要	市の考え
1	「大音量」の感覚は人によって異なるので曖昧な記載は避け、代わりに、周りに音が漏れている程度とか、周囲の音が聞こえなくなる程度とかにした方がよい。	本条例第6条第1項(6)において、「安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で」という表記に修正しました。
2	歩道の歩行者優先や夜間の照灯、携帯電話やイヤホンの使用禁止など気になっていた事が全て上がっていた。	守られていない交通ルールを中心に、本条例においても規定しました。
3	自転車が車両であるという認識がまだ薄いと感じる。	本条例制定を機に、改めて周知していく予定です。
4	第6条の歩道走行時のルールなどはもう少し具体的に特定した方がよいと思う。	法令等において、自転車が歩道等を通行できる際のルールはきめ細かく規定されています。そのため、本条例においては、特に意識していただきたい、「歩道では歩行者を優先する」こととのみ規定しています。
5	交通ルールを守らず(左側走行をしていない、ながら運転、飛び出し、並走など)、危険な運転をする(スピードを出して歩道を通行など)自転車利用者が多い。	自転車は手軽に乗ることがができる反面、自動車の免許制度のように、一定の教習を受け、許可を受けることを条件としていないため、ルールの認識度は人によって差があると思われる。そのため、自転車利用者向けのルールブックを作成・配布を予定しています。
6	条例に規定されていることは法令に書かれていることと同じと感じる。	法令等の規定する自転車利用者の責務のうち、特に守ってほしい項目をあらためて本条例に列挙することで、市の姿勢を示すものです。

7	道自体が狭いので自転車と車の距離が近く危険。歩道がある道路は、自転車は歩道を走行した方が安全だと思う。	法令上、自転車は原則、車道を走行ですが、歩道や道路交通の状況によって、歩道を走行することも可能となっています。ただし、歩道は歩行者が通行する場所であることから、まずは歩行者の安全を確保することが最優先です。
8	自転車の反射材だけでは角度によって、夜は気付きにくい。体につける反射材、たすき掛けタイプや足首に巻き付けるタイプのものをつけるよう促すのはどうか。	本条例第6条第1項(3)や同条第2項(2)において、後方や両側面方向に向けた反射機材を備えるよう規定しています。もちろん自転車だけでなく、身体に付けた反射材もより効果があることを啓発などで伝えていきます。

「教育体制」に関する意見等と市の考え

No	意見等の概要	市の考え
1	小学校、中学校のみならず、通勤などで利用する企業社員にも各企業での教育を推奨して欲しい。	自転車安全利用教育については、市だけではなく、本条例に定める各主体と協力しあって、取り組みを進める必要があります。
2	自転車の運転手も講習を受ける義務など、踏み込んだ条例にしてもいいのでは。	全ての自転車利用者一律に安全運転利用の講習を課すのは制度的に課題が多く、まずは安全利用のためのルールの周知を行っていきたいと考えます。
3	小学校の低学年から具体的な交通ルール、事故事例の紹介等、具体的な内容を定期的に継続して教育してほしい。	市交通安全学習センターでは、小学4年生、中学1年生、高校1年生の各タイミングで自転車の講習を受講する機会があります。これ以外にも家庭における教育に使ってもらえるよう、ルールブックを作

		成・配布予定です。
4	具体的なルールをどこで学べば良いのかわからず、子どもにどう伝えて良いかわからない。	No3と同じく、家庭における教育に使ってもらえるよう、ルールブックを作成・配布予定です。
5	運転シミュレーターなどで自動車側の立場になって実体験してみれば、危ないと実感できると思う。運転免許をもっていない人にも体験できる機会を作してほしい。	市交通安全学習センターには自転車運転シミュレーターが設置されているほか、愛知県警察がVRゴーグルでの体験機会を設けているなど、逆の立場に立った疑似体験をすることの効果も伝えていきたいと考えています。
6	中高生や高齢者へわかりやすく教育をしてほしい。	No5と同じく、様々な体験機会を通じて教育を行っていきます。
7	自転車の運転免許制度が必要と感じる。	No2と同じ
8	市内では外国人の自転車利用も多くみられるため、外国人にもルールを知らせる必要がある。	外国人従業員を雇用する企業への協力を求めるほか、多言語のチラシを用意するなどルール周知に努めていきたいと考えます。

「罰則・指導・取締り」に関する意見等と市の考え

No	意見等の概要	市の考え
1	条例だけで効果があるのか疑問。取り締りや罰則が日常的に目に触れることが効果的では。	警察の協力を得ながら、指導・啓発を随時実施していきます。
2	取り締まりや注意喚起も含め、警察等の協力でルールを守らなければならない意識付けが必要。	No1と同じ

「保険加入」に関する意見等と市の考え

No	意見等の概要	市の考え
1	自転車損害賠償保険等の未加入なども含め、罰則規定も織り込んだ方が良いので	現段階では、各関係団体とも協力しながら、自転車利用者

	は。	に対し、保険加入の必要性や重要性の理解、加入への働きかけなどを積極的に行うことにより、自転車利用者の自発的な加入を促進していくこととしています。
2	単独で加入ではなく自動車の保険に付随してとか、損害保険に付随してのものによる加入が望ましい	自転車損害賠償責任保険については、ご加入の自動車保険や火災保険、傷害保険のほか団体保険等にも個人賠償責任特約などが含まれていることがありますので、まずはご自身の補償内容を保険証券等でご確認をお願いします。

「周知体制」に関する意見等と市の考え

No	意見等の概要	市の考え
1	『市民、特に高齢者』への周知徹底はどのようにするのか。具体的な実施案を提示して、確実に実行してほしい。	高齢者が集まる会合などでの周知などを考えていきます。
2	豊田市以外からの方に関しても条例を広く広報しておくことも必要。	学校や事業所、販売店などそれぞれの立場から、周知できるよう協力を求めていきます。
3	自転車に乗る人全員に周知してほしい。	自転車購入時をはじめ、街頭での啓発など、様々な機会において条例の趣旨を伝えていきます。

「ヘルメット着用」に関する意見等と市の考え

No	意見等の概要	市の考え
1	ヘルメットをかぶるのは大切なことだと思うし、子どもが自転車に乗る際は必須だと思うし、義務化してよいと思う。	条例においては、自転車に乗る人すべてにヘルメットを着用を努力義務として規定していますが、ヘルメットの有用性について、しっかりと伝えていきたいと思っています。

2	大人がヘルメットを着用するのは難しいと感じる。	子どもの手本となるように、大人にもヘルメット着用の啓発を実施していきます。
---	-------------------------	---------------------------------------

その他の意見等と市の考え

No	意見等の概要	市の考え
1	定期点検はどのような頻度でどのような内容を実施するとよいのか。	市では1年に1度、実施するよう勧めています。点検内容については、サドル、ブレーキ、タイヤ、ベル、ライト、尾灯・反射器材それぞれが正常に作動するかを確認します。有資格者がいる販売店や整備店で点検・整備を受けるのも一つです。